

華誠の法務ニュースレター

2020年02月 第01号

法律の動向

政府2部門が新型コロナウイルスの感染による肺炎の予防・コントロールをめぐる税収政策などを明確に支援

サイバーセキュリティと情報セキュリティ

全国情報セキュリティ標準化技術委員会がモバイルインターネットアプリケーション(App)による個人情報収集の基本規範について意見募集

銀行保険

中国銀行保険監督管理委員会が「銀行業保険業消費苦情処理管理弁法」を公布

知的財産権

国家知識産権局商標局が肺炎発生状況の予防・コントロール期間における商標出願手続きを明確化

独占と競争

市場監督管理総局が「事業者結合審査暫定規定」について意見募集

訴訟と争議解決

最高人民法院が民事訴訟手続きの繁雑・簡易分流改革試行作業に着手

華誠の紹介

1995年の創立以来、「誠実と信用、深慮、勤勉、進取」の企業文化の下、華誠は250名以上のエキスパートを有し、全面的なサービスを行う法律サービス集団として発展してまいりました。華誠が常に堅持してきたハイクオリティのサービス理念と広範囲にわたるサービスの提供により、世界的にも知名度のある多くの企業が各種法律意見を求める際、及び知的財産権に関するサービスを求める際には、先ず華誠をお選び頂いております。これは華誠が専門チームを構築し、クライアント様へのハイクオリティで多様なサービスの提供を続けてきたことによるものであり、全国で最も優秀な法律事務所の1つとしても選ばれ、中国トップクラスの知的財産権サービスチームの栄誉を獲得しました。

華誠法律事務所の紹介

華誠法律事務所は1995年に設立され、中国において最も早くから涉外法律サービスを提供してきた法律事務所の一つです。上海に本部を置き、北京、香港、ハルビン、蘭州、煙台、広州、シカゴ、東京などの地域にて支所又は分室を設立しております。

20年にわたり、華誠は商事戦略配置、企業運営と管理、権利商業化及び伝統的な権利行使等の業務分野での抜きん出た業績で各業界の顧客から好評を博し、認められています。華誠は顧客の商業利益を重視し、文化娯楽産業、贅沢品業、ハイテク業、軽工業、重工業及び金融先物業の何れにおいても豊富な経験を持ちます。最も早くISO9001国際品質体系標準認証を受けた法律サービス機構として、華誠はサービスプロセスと品質管理を始終厳しく徹底し、一流の涉外事務所の風格と水準を守っています。

華誠はChambers and Partners、The Legal 500等多数の国際的に認められた法律評価機構から「トップクラスの知的財産法律事務所」の称号を受けています。それに、華誠は「全国優秀法律事務所」、「中国において最も信頼できる知的財産事務所」、「上海市涉外コンサル機構Aクラス資質」、「上海市契約信用A+ランク企業」、「上海裁判所初の一級破産管理人」等の資質と称号を獲得しました。

華誠知識産権代理有限公司の紹介

華誠の本部は上海に置かれ、北京及び蘭州に支社が設立されております。華誠の特許代理業務は化学、生物、医薬、機械、電子、通信、光学、物理、意匠、検索、特許有効性分析、権利侵害分析、無効宣告請求、訴訟、特許コンサルティング等を含み、クライアント様にサービスを提供する特許代理部を設立いたしました。各特許代理部の代理人は豊富な代理経験を持ち、複数の言語で直接案件を処理することができます。

また、華誠は独自に開発した業務管理システムを有し、通常のファイル管理、時限モニター機能のほか、拒絶理由通知と回答を分析し、統計する独特の機能を持っており、同統計データは代理人の業務レベルの評価と仕事改善に利用でき、かつ依頼人に特許の分析・評価用として提供することができます。

連絡先

上海事務所:

上海市徐匯区長楽路 989 号世紀商貿広場 26 階

郵便番号: 200031

電話: (86-21) 5292-1111;

(86-21) 6350-0777

ファックス: (86-21)5292-1001;

(86-21) 6272-6366

E-mail: mail@watsonband.com;

mailip@watsonband.com

Web サイト: www.watsonband.com

北京事務所:

北京市東城区朝陽門北大街 8 号富華ビル D ブック 5C

郵便番号: 100027

電話: (86-10) 66256025

ファックス: (86-10) 6445-2797

E-mail: beijing@watsonband.com

mailip@watsonband.com

香港事務所:

香港中環荷李活道 32 号 建業崇基センター 2004 号室

電話: (86-21) 5292-1111*123;

(86-21) 852-3197-0091

ハルビン事務所:

ハルビン市道里区西八道街 37 号馬迪ビル 18 階 A2 室

郵便番号: 150010

電話: (86-451) 8457-3032

ファックス: (86-451) 8457-3032

甘肅事務所:

甘肅省蘭州市雁南路 279 号 208 室

郵便番号: 730000

E-mail:gansu@watsonband.com



今期の内容

法律の動向

政府2部門が新型コロナウイルスの感染による肺炎の予防・コントロールをめぐる税収政策などを明確に支援	5
財政部が「政府調達サービス管理弁法」を公布	5

サイバーセキュリティと情報セキュリティ

全国情報セキュリティ標準化技術委員会がモバイルインターネットアプリケーション (App) による個人情報の収集の基本規範について意見募集	6
--	---

銀行保険

中国銀行保険監督管理委員会が「銀行業保険業消費苦情処理管理弁法」を公布	7
中国銀行保険監督管理委員会が「信託会社株式管理暫定弁法」を公布	7

知的財産権

国家知識産権局商標局が肺炎発生状況の予防・コントロール期間における商標出願手続きを明確化	8
--	---

独占と競争

市場監督管理総局が「事業者結合審査暫定規定」について意見募集	9
--------------------------------	---

訴訟と争議解決

最高人民法院が民事訴訟手続きの繁雑・簡易分流改革試行作業に着手	10
大陸とマカオとの民商事文書の送達及び証拠取得に関する改正文書への署名を手配	10

法律声明

- ◆ 当刊行物は一般的な情況の紹介であり、特定の案件についての正式な法的意見ではないことをご了承ください。
- ◆ 当刊行物は国家知的産権局、商標局、著作権局及びその他の公的機構が公布する公告、新聞及びその他の公開文書を抜粋し、纏めたものです。
- ◆ 当刊行物は前記公的公告、新聞及びその他の公開文書の出所を明記しています。

政府2部門が新型コロナウイルスの感染による肺炎の予防・コントロールをめぐる税収政策などを明確に支援

このほど、財政部と国家税務総局は、「新型コロナウイルスの感染による肺炎の発生状況の予防・コントロールをめぐる税収政策の支援に関する公告」（以下、「公告」という）、「新型コロナウイルスの感染による肺炎の発生状況の予防・コントロールをめぐる寄贈税税収政策の支援に関する公告」及び「新型コロナウイルスの感染による肺炎の発生状況の予防・コントロールをめぐる個人所得税政策の支援に関する公告」を公布した。いずれも2020年1月1日から施行され、施行停止日は肺炎の蔓延状況に応じて別途公告する。



「公告」では次のように規定している。

- 一、感染対策重点保障物資生産企業の生産能力拡大に伴う関連設備の新たな調達については、当期のコスト費用として一括計上し、企業所得税の税引前控除をすることを認める。
- 二、感染対策重点保障物資生産企業は、月ごとに増値税の増加繰越税額の全額還付を所轄税務署に申請することができる。
- 三、納税者が感染対策重点保障物資の輸送によって得た収入については増値税を免除する。
- 四、感染の影響が深刻な業界及び企業が2020年度に計上した赤字は、最大繰越期限を5年から8年まで延長する。
- 五、納税者が公共交通輸送サービス、生活サービス、及び住民への生活必需物資の宅配サービスを提供することにより得た収入は、増値税を免除する。

財政部 より

財政部が「政府調達サービス管理弁法」を公布

先日、財政部は「政府調達サービス管理弁法」（以下、「弁法」という）を公布し、2020年3月1日から施行する。

「弁法」は全部で7章35条あり、総則と附則のほか、調達主体と受注主体、調達内容とリスト、調達活動の実施、契約と履行、監督管理と法的責任などの章に分けて規定した。「弁法」では、政府調達のサービス内容の「ネガティブリスト」に言及しており、「政府の職責の範囲にないサービス事項」、「政府が直接職務を履行すべき事項」などの6種類の事項を政府調達のサービス内容としてはならないことを明確にしている。そのうち、政府の職責の範囲に属する事項は、国の法律規定に適合する規範的な方式によって施行しなければならない。「弁法」では、条件を備えた個人は政府調達サービスの受注主体となることができると同時に、政府調達サービスの名義を利用して実質的に労働者を雇用することを禁止すると強調している。

財政部 より

サイバーセキュリティと 情報セキュリティ

全国情報セキュリティ標準化技術委員会がモバイルインターネットアプリケーション (App) による個人情報の収集の基本規範について意見募集

最近、全国情報セキュリティ標準化技術委員会が「情報セキュリティ技術 モバイルインターネットアプリケーション (App) 個人情報収集基本規範 (意見募集稿)」(以下、「意見募集稿」という)を公表し、社会に向けて意見募集を行った。意見のフィードバックの締切は3月20日までとなっている。

「意見募集稿」では、現在のモバイルインターネットアプリケーションに存在するデフォルトの授権、機能のバイディング、範囲を超えた収集などの個人情報保護の問題に対して、アプリ (App) による個人情報収集の管理要求や技術要件、及び地図ナビ、インターネット配車予約、インスタントメッセージャーなどの常用サービスタイプで収集できる必要最少限の情報を制定することで、モバイルインターネットアプリケーションの個人情報収集をさらに規範化するために技術的なガイドを提供する。そのうち、「意見募集稿」では、アプリ (App) が個人情報を収集するためには、「アプリ (App) の運営者は個人情報セキュリティ保護義務を履行し、個人情報セキュリティを保障するために必要な措置をとるべきである」、「アプリ (App) はプライバシーポリシーを制定するなどの方法で個人情報の収集・使用についての規則を公開すべきである」などの複数の要件を規定している。

全国情報セキュリティ標準化技術委員会 より



中国銀行保険監督管理委員会が「銀行業保険業消費苦情処理管理弁法」を公布

このほど、中国銀行保険監督管理委員会が「銀行業保険業消費苦情処理管理弁法」（以下、「弁法」という）を公布し、2020年3月1日から施行する。

「弁法」には、総則、組織管理、苦情処理、作業制度、監督管理、附則などの6つの部分が含まれている。そのうち、「弁法」では、苦情処理の効率を高めることを奨励し、事実が明らかで争議状況が単純な消費の苦情については、銀行保険機関は15日以内に処理を完了し、且つ苦情申立人に通知することとし、状況が複雑な場合は30日まで延長することができる。状況が特に複雑である場合、またはその他の特殊な原因がある場合は、必要な審査手続きを行った後、期限を更に30日延長する。同時に「弁法」では、銀行保険機関に健全な遡及的整備、責任追及制度の構築、情報ディスクロージャーと審査評価制度の健全化、及び苦情処理回避制度の構築などを求めている。「弁法」ではまた、銀行保険機関は消費者からの合理的な苦情の訴えを拒否してはならず、機関が既に把握している資料、又は内部情報文書を照会することにより入手可能な資料を提供するよう苦情申立人に要求してはならないと規定している。

中国銀行保険監督管理委員会 より

中国銀行保険監督管理委員会が「信託会社株式管理暫定弁法」を公布

先日、中国銀行保険監督管理委員会が「信託会社株式管理暫定弁法」（以下、「弁法」という）を制定して公布し、2020年3月1日から施行する。

「弁法」の主な内容は下記の通りである。

- 一、市場参入許可、株式情報の動態管理、株主の行為分類管理などの面から信託会社の株主、特に主要株主の管理を更に強化する。
- 二、関連取引管理原則、関連当事者リスト制管理、関連取引内部管理システムなどの面から、信託会社関連の取引の管理を更に強化し、信託会社関連の取引の管理責任を果たす。
- 三、信託会社のコーポレートガバナンスのシステム構築の整備を推進し、コーポレートガバナンスの職責を信託会社の株主、信託会社レベルで実行させ、異なる主体が株式変更、株式保有段階での職責を明確にする。監督管理部門が信託会社の株式構造の最適化を奨励することを明確にし、会社の長期発展を重視し、管理経験の成熟した戦略投資家を引き入れ、信託会社の転換発展を促進し、専門的なサービスレベルの監督指導を向上させる。

中国銀行保険監督管理委員会 より

国家知識産権局商標局が肺炎発生状況の予防・コントロール期間における商標出願手続きを明確化

このほど、国家知識産権局商標局は「肺炎発生状況の予防・コントロール期間における商標出願手続きに関する通知」（以下、「通知」という）を公布した。

「通知」では次のように規定している。

一、優先的に商標オンラインサービスシステムを通じて関連業務の手続きを行うことを推奨する。商標登録出願、変更申請、更新申請及び譲渡申請など24項目の商標出願・申請は、商標オンラインサービスシステムを通じて行うことができ、また、既にオンライン支払機能の運用を開始した。当事者が優先的にオンライン方式を選択して、書類提出、費用納付などの業務の手続きを行うよう推奨する。

二、郵送で提出できる紙媒体の書類は可能な限り郵送する。商標の異議、審査などの業務は郵送方式で処理することができる。

三、近場で商標出願を行う場合は、地方窓口サービスの通知に留意する。可能な限り各地の窓口で行う業務を減らし、確かに地方の商標受付窓口、北京以外の商標審査協力センター受付ホールで業務の手続きを行う必要がある当事者は、現地の関係機関が肺炎発生状況の予防・コントロール期間に公布した業務通知に従って行う。

国家知識産権局 より



独占と競争

市場監督管理総局が「事業者結合審査暫定規定」について意見募集

先ごろ、国家市場監督管理総局は「事業者結合審査暫定規定（意見募集稿）」（以下、「意見募集稿」という）を公布し、社会に向けて意見募集を行った。意見フィードバックの締切は2月7日までであった。

「意見募集稿」によると、事業者結合の申告については、売上には関連する事業者が前会計年度内に製品を販売し、サービスを提供して得た収入を含み、関連する税金とその付加を控除する。正式な申告の前に、結合に参加した事業者は結合申告に関する問題について市場監督管理総局に申請した上で相談することができる。「意見募集稿」には、市場監督管理総局は「独占禁止法」第26条に定める期間内に、事業者結合を禁止するか、または禁止しないかの決定を下し、かつ申告者に書面で通知しなければならないと規定している。禁止しない事業者結合については、総局は結合が競争に与える不利な影響を減少させる制約条件を付加することを決定することができる。「意見募集稿」ではまた、違法に実施された疑いのある事業者結合については、いかなる単位と個人も市場監督管理総局に通報する権利があり、総局は通報者についての秘密保持を行うべきであることも明確にしている。

国家市場監督管理総局 より



最高人民法院が民事訴訟手続きの繁雑・簡易分流改革試行作業に着手

先ごろ、最高人民法院は「民事訴訟手続きにおける繁雑・簡易分流改革（中国語：繁簡分流改革）試行方案」（以下、「方案」という）と「民事訴訟手続きにおける繁雑・簡易分流改革（中国語：繁簡分流改革）試行実施弁法」（以下、「弁法」という）を発行し、正式に2年間の試行作業に着手した。

「方案」では、改革目標と基本原則、試行の主要内容、試行の範囲と期限、方案実施と組織保障などの内容を明確にした。「弁法」では「方案」を更に詳細化しており、この「方案」が試行作業を展開する具体的な根拠である。「方案」と「弁法」の主な内容には次の5つの面が含まれている。

- 一、司法確認手続きの最適化、
- 二、少額訴訟手続きの整備、
- 三、簡易手続きの規則の整備、
- 四、独任制の適用範囲の拡大、
- 五、オンライン訴訟の規則の健全化。

また、「方案」と「弁法」では、民事訴訟手続きの繁雑・簡易分流改革試行は、北京、上海、江蘇、浙江、福建、広東などの15の省、自治区、直轄市内で試行に組み込まれた中級人民法院、専門の人民法院及び管轄地区の基層人民法院で展開することを規定している。試行裁判所は全国人民代表大会常務委員会の授權決定に基づき、関連する法律規定を調整し適用する。

最高人民法院 より

大陸とマカオとの民商事文書の送達及び証拠取得に関する改正文書への署名を手配

先ごろ、最高人民法院は「『大陸とマカオ特別行政区法院の民商事事件の司法文書送達と証拠取得の相互委託についての調整』の改正に関する決定」（以下、「決定」という）を公布し、2020年3月1日から施行する。

「決定」によると、改正後の「大陸とマカオ特別行政区法院の民商事事件の司法文書送達と証拠取得の相互委託についての調整」（以下、「調整」という）には、大陸の法院とマカオ特区の法院が司法文書の送達と証拠取得を相互委託する場合は、大陸とマカオの司法協力ネットワークプラットフォームを通じて、電子的に転送を行うと規定されている。現在、当該プラットフォームは基本的に完成し、「調整」の改正文書が発効した後に正式に起用する。プラットフォームの起用により、両地での送達、証拠取得案件の全プロセスにおいて、オンライン転送、オンライン審査、オンライン手続き及びオンライン追跡が実現する。「調整」には、最高人民法院はマカオ特区の終審法院との司法文書の送達と証拠取得の相互委託を一部の中級法院及び基層法院に授權できることが示されており、これまでの高級人民法院による審査と転送の一環を省いた。さらに「調整」には、証人によるビデオ、音声での証言を手配できる規定が追加された。

最高人民法院 より